



空港法（昭和31年法律第80号）第26条第1項の規定により、東京国際空港脱炭素化推進協議会を組織しましたので、同法同条第6項の規定により公表します。

○協議会の名称

東京国際空港脱炭素化推進協議会

○構成員の氏名又は名称（順不同、敬称略）

〈空港管理者〉

東京航空局、東京空港事務所

〈関係事業者〉

国土交通省 関東地方整備局 東京空港整備事務所、財務省 東京税関 羽田税関支署、法務省 東京出入国在留管理局 羽田空港支局、厚生労働省 東京検疫所 東京空港検疫所支所、農林水産省 横浜植物防疫所 羽田空港支所、農林水産省 動物検疫所 羽田空港支所、海上保安庁、東京管区 気象台、空港施設(株)、日本空港ビルデング(株)、東京国際空港ターミナル(株)、東京国際エアカーゴターミナル(株)、日本航空(株) 東京空港支店、全日本空輸(株) 東京空港支店、スカイマーク(株) 東京空港支店、(株)AIRDO 東京空港支店、(株)ソラシドエア 東京空港支店、(株)スターフライヤー 羽田空港支店、三愛オブリ(株) 航空事業部、マイナミ空港サービス(株) 羽田事業所、(株)ENEOSスカイサービス 羽田営業所、(株)エージーピー 羽田支社、(株)JALグランドサービス、ANAエアポートサービス(株)、(株)JALエアテック、全日空モーターサービス(株)、羽田タートルサービス(株)、(一財)空港振興・環境整備支援機構 東京事務所、東京空港冷暖房(株)、(株)ティエフケー 羽田支店、(株)ANAケータリングサービス、(株)櫻商会、東京空港交通(株)、京浜急行電鉄(株)、東京モノレール(株)、羽田エアポート都市開発(株)

〈関係地方公共団体〉

東京都、大田区、川崎市

○協議会における協議事項

- (1) 推進計画の作成に関する事項
- (2) 推進計画に記載された取組の実施及び取組状況のフォローアップに関する事項
- (3) 推進計画の変更に関する事項
- (4) 航空法第131条の2の10に基づく航空運送事業者による協議に関する事項
- (5) 関係行政機関及び事業者への協力の求めに関する事項
- (6) 関係行政機関及び事業者の空港脱炭素化に対する意識醸成に関する事項
- (7) 空港利用者への空港脱炭素化の取組に対する理解促進に関する事項
- (8) その他協議会が必要と認める事項